

栃木県育英会学生寮OB／OG会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、栃木県育英会学生寮OB／OG会（以下「本会」という。）と称し、事務所を事務局長の所在地に置く。

(目的)

第2条 本会は、栃木県育英会学生寮の卒寮生間の連帯感の向上、同学生寮の在寮生等次世代への支援及び郷土栃木県への貢献を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互間の親睦及び情報の交換に資する事業
- (2) 在寮生等への各種支援事業
- (3) 郷土栃木県への貢献に資する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、栃木県育英会学生寮のOB及びOG並びに同学生寮の在寮生であって、本会の目的に賛同して入会した者とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

第2章 役員

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 1名

2 前項の役員は総会において選出する。

3 役員に欠員が生じたときは、総会において補欠役員を選出する。

4 役員は、相互にその職務を兼ねることができない。

5 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 代表幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 事務局長は、幹事会を構成し、本会の事務を統括する。
- 5 監事は、事業及び会計の監査を行い、総会において報告する。

(顧問)

第8条 本会には会長の選任による顧問を若干名置くことができる。

- 2 会長は選任した顧問の氏名、現職等を総会において報告する。
- 3 顧問は、会長の諮問に基づき本会の運営につき助言する。

第3章 総会等

(総会の種類・招集)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 会長は、毎年5月に定期総会を招集する。
- 4 会長は必要により、臨時総会を招集する。また、全会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時にも招集する。
- 5 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の10日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、この規約に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約等の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の議決)

第11条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(幹事会)

第13条 会長は必要により、幹事会を招集する。

2 幹事会は、会長、副会長、代表幹事及び事務局長をもって構成する。

3 幹事会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第4章 会費等

(会費)

第14条 会員（在寮生を除く）は、本会の運営に必要とする会費（年額1,000円）を、会長が指定する方法により納入するものとする。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度及び会計年度)

第16条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第17条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第18条 収支計算書等を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(罰則)

第19条 会員が本規約に違背しまたは本会の運営を阻害し、あるいは本会の体面を著しく毀損しもしくは著しく品位にもとる行為があったときは、総会の過半数の決議をもって除名する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

第21条 この規約は、平成24年5月20日より施行する。